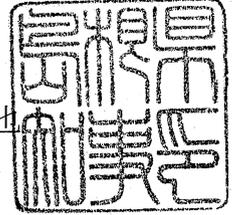


原第1007号  
令和7年3月24日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 様

島根県知事 丸山 達也  
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について(回答)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、平成28年4月28日付け島原本広第87号で事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)の設置について、了解します。

このたびの了解に当たっては、島根原子力発電所2号機の再稼働判断時に要請した事項(別紙)に引き続き適切に対応されるとともに、下記事項について適切に対応されるよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応されるようお願いいたします。

#### 記

1. 特重施設等の設置にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、作業員の安全を第一にできるだけ早期の設置が行われるよう工事を進めること。
2. 特重施設等の審査や設置工事の進捗状況等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 特重施設等を含む安全対策設備の運用に当たっては、核物質防護の観点からの情報管理を徹底するとともに、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても充実・強化を図る取組を継続して行うこと。
4. 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を取り入れるなど、引き続き島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。

## 島根原子力発電所2号機再稼働判断時の要請事項

### 【令和4年6月14日付け原第199号で要請】

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。  
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮するとともに、核物質防護に携わる全ての職員がその重要性を認識し、核物質防護に万全を期すこと。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために 電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力を行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。